平成３０年（フ）第５号
千葉県鴨川市坂東805番地30
債務者　山田　泰子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　浩二
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第２６号
千葉県香取市下飯田1197番地　県営住宅1003号
債務者　八本　好夫
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　　厳
4　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第４５９号
愛知県豊田市上仁木町山神236番地
債務者　原田　君子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　破産債権の届出期間　平成30年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５９号
静岡県田方郡函南町畑527番地の402、前住所神奈川県横浜市都筑区川和台19番８号　コンフォート　１―203
債務者　玉井　　理
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂部　利夫
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２３７号
横浜市港南区下永谷５丁目63番５号　ダイツハイム101
債務者　前田　　亮
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　隆行
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５１号
静岡県沼津市千本常盤町18番地の１
債務者　山下　喜正
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊洋二郎
4　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２１１号
愛知県安城市安城町清水30番地２　メゾントーマ安城106、前住所横浜市泉区和泉町1489番地５　ガーデンハイツ202号
債務者　内田　大貴
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱邉　和揮
4　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市汐見台２丁目３番10号
債務者　桑野　典泰
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月由佳子
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３１号
広島市西区古江東町18番51―102号　Ａ棟
債務者　出木谷　茂
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
福島県二本松市茶園１丁目77番地１　桜ハイツ102号
債務者　鈴木　生子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大河内敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１０号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目７番２号、前住所兵庫県尼崎市東難波町５丁目29番47号　双葉マンション１―Ａ
債務者　山本　真美（旧姓兼濱）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市庄司245番地
債務者　佐藤　祐市
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　昭佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第１２号
大分市賀来南２丁目５番20号（ディアス賀来Ａ101）
債務者　今村美穂子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９６０号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目15番５号　ゼネラルハウスみやぎ台102、従前の住所盛岡市岩脇町16番27号
債務者　吉田　　親
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井実千生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７７号
宮城県多賀城市伝上山３丁目９番45号
債務者　佐々木　昇
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　清午
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係